

質問事項に対する回答

「熊本県新野球場(仮称)整備移転候補地等に関する提案募集要項」に係る質問がありましたので、次のとおり回答します。

No.	頁	質問部分	質問事項	回答事項	掲載日
1	2	4 新野球場に求める規模・機能(案)	<p>【県有地を移転候補地として提案することの可否について】募集要項に掲げられた「駅近・街中」等の立地要件に照らし、本市にて精査いたしましたところ、御代志地区は熊本市中心部および主要拠点からのアクセシビリティが極めて高く、集客面において多大な優位性を備えていると認識しております。しかしながら、令和11年度の整備開始という限られた期間内に、2万人規模の収容を可能とする広大な用地を、民有地または市有地として新規に確保・集約することは、本市の現況において極めて困難な状況でございます。こうした背景から、立地上の優位性と事業スケジュールの確実な履行を両立し得る「県有地(カンントリーパーク等)」の活用こそが、本事業を完遂する上で最も適した選択であると判断いたしました。</p> <p>つきましては、要項の「土地を市町村が自ら負担で確保すること」とありますが、以下の点についてご教示ください。</p> <p>1. 県有地を、本事業の移転候補地として市が提案することは、要項の「土地を市町村が自ら負担で確保すること」の要件を満たすと解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>・「土地を市町村が自らの負担で確保すること」とは、土地の確保につき、市町村が自ら所有権や県の施設を設置できる権原を取得するなど、様々な取り組みを主体的に行って確保することであり、私有地に限らず、公有地においても、利活用できそうな土地があることだけではこの条件を満たすことにはなりません。</p> <p>・このことを勘案した上で、候補地を御提案ください。</p> <p>・なお、貴市が具体的に例示している県有地「熊本県農業公園(カンントリーパーク)」は、熊本県の農業の振興及び発展を図るとともに、県民に憩いの場を提供することを目的に設置している行政財産です。現にその目的のために供用されている土地であり、現在、当該設置目的を廃止等する予定はなく、移転候補地としては適当ではありません。</p> <p>・また、他の県有地(九州沖縄農業研究センター)についても同様です。</p>	5/20
2	3,6	6(3) 独自の取組み等 10 審査基準 独自の取組み等	<p>【県有地活用時における市独自の周辺開発の自由度について】</p> <p>1. 候補地が県有地である場合、その敷地内または隣接する県有地において、本市が独自に民間事業者を公募し、飲食店等の収益施設を整備・運営(独自の取組み)することは認められますでしょうか。その際、土地の利用権限等について、県として柔軟に相談に応じてもらえるかご教示ください。</p>	<p>・市町村が確保された土地においては、質問にあるような施設の整備や運営を行うことは可能です。</p> <p>・ただし、候補地の提案にあっては、1を踏まえ、御検討ください。</p>	5/20

No.	頁	質問部分	質問事項	回答事項	掲載日
3	4	7(3)用地確保の状況や完了見込み時期等	<p>【県有地における「既存機能」の移転責任について】</p> <p>1.九州沖縄農業研修センターをはじめとする当該県有地には、現在、高度な研究施設や多数の職員、国のプロジェクトに供される農地等が存置されております。</p> <p>要項7(3)に規定される「支障等を解決するための方策」に関連し、以下の点について確認させてください。</p> <p>対象が県有地であるか否かに関わらず、既存施設の「移転先の選定」「移転に伴う補償および建築費の負担」「国や関係団体との調整」といった諸課題については、すべて提案自治体である本市が主体となり、本市の責任と負担において解決策を提示すべきとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>換言すれば、「土地所有者が県であるため、既存施設の移転調整は県側で行う」という解釈は本公募のルール上認められず、本市側で実効性のある解決策を提示できない場合には、「用地確保の見込みなし」と判定されるとの認識で相違ないか、ご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>・お見込のとおりです。</p>	5/20
4	4	7(3)用地確保の状況や完了見込み時期等	<p>2.熊本県農業公園(カントリーパーク)は、県が都市公園として告示・運用されている重要施設であると承知しております。本土地を野球場候補地として検討するにあたっては、既存の公園機能を維持・確保しつつ、研究エリアや牧草地等を含めた詳細な利用調査が必要であると認識しております。</p> <p>公法上の制限解除や行政機能の調整に関し、県側が「提案市町村において解決策を提示すべき」との立場をとられる場合、実質的には市の権限を越える事項が含まれることとなります。つきましては、市側で具体的な解決策を提示し得ない事項がある場合、選定の要件を満たさないものとして、採択の対象外になるとの解釈で相違ないでしょうか。</p>	<p>・お見込のとおりです。</p> <p>・なお、熊本県農業公園(カントリーパーク)は、熊本県の農業の振興及び発展を図るとともに、県民に憩いの場を提供することを目的に設置している行政財産です。現にその目的のために供用されている土地であり、現在、当該設置目的を廃止等する予定はなく、移転候補地としては適当ではありません。</p> <p>・また、他の県有地(九州沖縄農業研究センター)についても同様です。</p>	5/20

No.	頁	質問部分	質問事項	回答事項	掲載日
5	2	4 新野球場に求める規模・機能(案)	<p>県営施設として整備の想定施設の規模・機能は要項P2の4を想定していますか。また、規模・機能(案)を上回る提案を行う場合の整備費用や維持管理費用は市町村が負担することを想定していますか。</p>	<p>・4/10の説明会で御説明したとおり、「4 新野球場に求める規模・機能(案)」は、現時点での案で、大きく変更することは考えていませんが、これら以外にも、先行事例なども踏まえ、最終的には基本計画等を策定する中で固めていきます。</p> <p>・なお、今回の提案募集は、移転候補地や費用負担、整備に連動した市町村独自の取組みや事業を提案していただくものであり、新野球場の規模・機能を提案していただくものではありません。</p> <p>・費用負担については、募集要項に記載しているとおり、市町村からの提案内容に基づき、移転候補地決定後に別途協議することとしています。</p>	6/5
6	3	5 提案資格者	<p>提案資格者中「別途実施する新野球場の整備等に関する公募」とあるため、今回の候補地等に関する提案とは別に公募されるという理解でよろしいですか(その場合、整備等に関する公募の実施時期はいつごろを想定されていますか)</p> <p>関連して、P2 4「新野球場に求める規模・機能(案)」中、1に「整備を担う民間事業者からの提案により、・・・付帯施設・・・を民間事業者の独自事業として整備することも可能」とあるため、民間事業者からの提案は、今回ではなく、整備等に関する公募の段階で提案を行うということですか。</p>	<p>・「移転再整備」という方向性を踏まえ、新野球場を再整備する前段階として、まずはその移転候補地を決定する必要があり、今回の提案募集を行っています。</p> <p>・移転候補地の決定後、次の段階として、新野球場を整備する民間事業者を決定するため、当該民間事業者の公募を予定しています。</p> <p>・公募時期につきましては、現時点で令和10年度を想定しており、さらなるスケジュールの前倒しも念頭に具体化を図って参りたいと考えています。</p> <p>・公募に当たっては、基本計画や実施方針、要求水準書等を踏まえ、民間事業者から整備内容等を御提案いただくことを想定しています。</p>	6/5

No.	頁	質問部分	質問事項	回答事項	掲載日
7	3 5	提案資格者	<p>民間事業者と連携して、資金調達等による費用負担軽減の提案を行いたいが、別途実施される新野球場の整備等に関する公募との関係性が不明であり、今回の提案で連携した民間事業者が野球場の整備に関して選定されない場合、今回提案する内容との整合性は図られますか。</p> <p>仮に、後に実施される公募に選定されなかった場合、費用負担軽減策の条件が満たされないこととなり、今回の審査基準の配点（80点）にも疑義が生じます。</p> <p>また、この場合、6提案に当たっての条件の「（1）- 本要項により決定した事項を取り消すこと」に該当するのではないのでしょうか。</p>	<p>・募集要項に記載のとおり、今回の提案に当たって連携した民間事業者が、別途実施する新野球場の整備に係る公募において、選定されるとは限りません。</p> <p>・また費用負担について、資金調達の方法や財源の内訳は問いませんが、募集要項に記載しているとおり、移転候補地の提案を行った市町村においては、提案内容を誠実に履行していただきます。</p> <p>・このことを踏まえ、市町村においては御検討いただき、提案を行ってください。</p> <p>・誠実に履行されない場合は、お見込のとおり決定の取消事由に該当することになります。</p>	6/5
8	3 6	提案に当たっての条件	<p>熊本県環境影響評価条例では、50ha以上（地下水保全条例に基づく指定地域（地下水保全地域内）は25ha以上）のスポーツ施設又はレクリエーション施設や住宅団地造成を行う場合は、環境影響評価を実施することとされています。</p> <p>募集要項1ページの「2提案募集の目的」に記載がある「野球場を核としたまちづくりの観点から・・・整備する意欲を持つ市町村」とあり、新野球場の整備野球場だけでなく周辺施設を含めた新たなまちづくりの構想では、上記の開発規模に該当する場合もあると思います。</p> <p>このため、募集要項P3 6（2）「移転候補地の条件」として、環境影響評価のプロセスを経ることも含まれると解釈してよろしいのでしょうか。</p>	<p>・お見込のとおりです。各種法規制等による手続きが必要な場合は、当該手続きを経る必要があると考えています。</p>	6/5
9	3 6	(1)基本的事項	<p>「原則として県がその所有権を有する。ただし、市町村との協議によっては、共同で所有する形態も想定している。」とあるため、市町村が所有し県に貸与することは例外としても想定していない理解でよいか。</p>	<p>・お見込のとおりです。</p> <p>・本件取組みは、県有スポーツ施設の整備に関することであるため、そもそも所有権は県にあることが原則であり、例外的に県と市町村との共同所有を想定しているところです。</p>	6/5

No.	頁	質問部分	質問事項	回答事項	掲載日
10	3	6 ( 2 ) 移転候補地の条件	<p>「駅近」であることを移転候補地の条件とされていますが、「駅近」であることのメリット（魅力）を具体的にどのように考えておられるのでしょうか。</p> <p>また、2で「駅から比較的容易にアクセスできる範囲」とありますが、その後に記載されている「自家用車以外の様々な交通手段でアクセスができる」においても「比較的容易」という要素が含まれていると解釈してよろしいでしょうか。（容易にアクセスできる手段として、シャトルバスやBRTの運行等でも代用できると考えます。）</p>	<p>・施設へのアクセスに係る利便性や大量輸送性など、様々なメリットが考えられます。「スタジアム・アリーナ改革指針（H28.11スポーツ庁）」などでも同じような趣旨のことが謳われており、近年の施設はこの考え方を踏まえた整備が全国で既に進んでいます。また、整備の方向性を御提言いただいた「公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議」においても、「スタジアム・アリーナ改革の基本的な考え方は、スタジアム・アリーナを『駅近・街中』に立地する、アクセスの良い場所に立地するということが一番の肝」と言及されており、県としても重要なキーワードと認識しています。</p> <p>・なお、後段のご質問について「比較的容易」という要素は、「自家用車以外の様々な交通手段でアクセスできる」という箇所には含まれません。</p>	6/5
11	3	6 ( 2 ) 移転候補地の条件	<p>2 駅近の定義について 鉄軌道の駅等（バス停は除く）の「等」には、例えばバスターミナルやバス発着施設も含まれるのか？ （大量輸送や定時制が確保できるのであれば、鉄軌道に限らず高速道路を活用したバス輸送も対象となるのではないかと。）</p>	<p>・「バス」については主要なアクセス手段として想定しておらず、アクセス手段の一つと考えています。そのため、募集要項では、バスの代表的な乗降場所として（バス停は除く）と記載しております。このことを踏まえ、御検討ください。</p>	6/5
12	3	6 ( 2 ) 移転候補地の条件	<p>2 街中の定義について 住宅とは、市街化区域やD I D地区のことか？それとも市街化調整区域やその他の地域における、一般的な集落のことですか？ 商業施設とは、どれくらいの規模を想定していますか？ （例えば大規模商業施設であれば県内でもごく一部地域に限られると思われれます。）</p>	<p>・住宅とは、日常的な住居用としての建築物のことです。</p> <p>・商業施設の規模の想定はありません。大規模なものでも、小規模なものでも構いません。また複数の店舗が入居しているものでも、単独の店舗でも構いません。募集要項に記載しているとおり、「人が集まる建築物が複数存在する場所」であれば構いません。</p>	6/5
13	3	6 ( 3 ) 市町村の負担等の条件	<p>県有施設であるため、市町村が用地取得や、整備費・維持管理費に要する費用は、国の補助事業対象等にも該当せず、一般財源での対応となってしまいます。この点についてはどのようにお考えでしょうか？</p> <p>仮に、3にあるように、候補地決定後の協議ということで、補助対象等になりうるとの提案をしてもよろしいでしょうか？</p> <p>また、P3 - 6- ( 1 ) - にあるように、実現しなければ取り消し事項に該当しますか。</p>	<p>・費用負担について、資金調達の方法や財源の内訳は問いませんが、募集要項に記載しているとおり、移転候補地の提案を行った市町村においては、提案内容を誠実に履行していただきます。</p> <p>・誠実に履行されない場合は、お見込のとおり決定の取消事由に該当することになります。</p>	6/5

No.	頁	質問部分	質問事項	回答事項	掲載日
14	3	6(3)市町村の負担等の条件	「受益の程度に応じて」とは、市町村が得られる利益をどういった条件で想定されているのか、もう少し具体的に示していただきたいです。	<p>・4/10の説明会で御説明したとおり、「受益」とは、「新野球場の整備により、交流人口が拡大し、消費が活発化することで、経済活動に好影響をもたらすことが期待されること」、「新野球場の整備により、周辺への商業施設・住宅等の新たな立地が期待でき、人口の増加に加え、土地利用の高度化、地価上昇等を通じ、住民税・固定資産税等の税収増や雇用創出も期待できること」、「市町村の知名度向上など、新たなブランド価値が創造されること」、「地元住民が日常的に使えるスポーツ施設として、また、憩いの場として新たな社会インフラが増えることで、住民満足度の向上や健康増進等様々な効果が期待されること」などが考えられます。</p> <p>・各市町村において、自らのまちづくりを踏まえ、その中で新野球場整備によって、このような受益がどの程度あるのか定性的・定量的に御検討いただき、御提案ください。</p>	6/5
15	3	6(3)市町村の負担等の条件	<p>「維持管理運営費」は、土地及び建屋(野球場・屋外練習場)の施設全体の維持管理運営費ということですか。そうである場合、指定管理により運営するのであれば、その委託料ということですか。</p> <p>また、県としては、整備費(建設に要するもの。)及び維持管理運営費の経費はどのくらいを想定されていますか。(負担金額又は負担割合を算定するのに必要となるため。)</p> <p>整備費及び維持管理運営費の負担金額又は負担割合等については、市町村からの提案内容に基づき、移転候補地の決定後に別途協議するとありますが、協議後に負担金額や負担割合についての協定の締結を予定されていますか。</p>	<p>・一点目については、お見込のとおりです。</p> <p>・また、二点目の整備費等の経費については、今年度基本計画等を策定する中で算定を進めていくこととしており、現時点では未定です。</p> <p>なお、費用負担については各市町村において、自らのまちづくりを踏まえ、その中で新野球場整備によって、受益がどの程度あるのか定性的・定量的に御検討いただき、ご提案ください。</p> <p>・三点目については、移転候補地決定後に整備費用などを別途協議しますが、協議結果については、文書の取り交わしなどを行うことを想定しています。</p>	6/5
16	4	7(3)用地確保の状況や完了見込み時期等 4(4)受益の程度に応じた費用負担	「用地の確保」と「費用負担」については、配点が双方で120点であり、極めて重要な事項だと認識しています。それを踏まえ、提案書の記載内容を裏付けるための根拠をどのように求められますか。また、記載内容の信憑性をどのように判断されますか。	<p>・記載内容によって、それを裏付けるために必要となる資料等は様々かと思えます。市町村自ら、又は市町村以外の者が何らかの行動や実行を必要とするものであれば、当該行動等の実現可能性を示す資料や信ぴょう性を示す資料など、それぞれの内容に応じた資料をご提出ください。</p> <p>・なお、判断に当たっては、当該資料やヒアリングなどを通じて行います。</p>	6/5

No.	頁	質問部分	質問事項	回答事項	掲載日
17	6	10 審査基準	審査基準において「費用負担」を重視しておられますが、現時点では、市町村からの財政負担や連携企業等からの協力金を確約することは難しいと思われます。「〇〇町からいくら」「企業からいくら」などとお示しした場合、その根拠となる資料は、どの程度のレベルの物を提出する必要がありますでしょうか？	・ 16の考え方を踏まえ、各市町村において御検討ください。	6/5
18	6	10 審査基準	全国で最も渋滞する熊本、公共交通の利用者が極端に少ない熊本で、2万人収容の野球場を建設する場合、必ず渋滞対策が必要となります。費用負担について、仮に国道、県道の改良が必要となった場合は、県が事業主体にしかかなり得ないが、それを前提に提案してよろしいでしょうか？	・ そのような前提で構いませんが、当該事業の実現可能性や実現の時期などについて十分に勘案のうえ、提案をご検討ください。	6/5
19	3	6(3)市町村の負担等の条件	新野球場整備に係る提案市町村の受益の程度に応じて、土地の確保に要する経費の他、整備費（建設に要するもの。）及び維持管理運営費の両方又はいずれかの一部を負担することとありますが、このうち、「整備費（建設に要するもの。）及び維持管理運営費」の範囲について、県が想定されている野球場本体・屋内練習場に加え、広場、ランニングコース、駐車場、場外通路等の全体の費用を指すのか（きたぎんボールパークの場合は91,800㎡敷地全体に係る費用）、それとも特定の施設のみの費用を指すのか、その範囲についてご教示お願い致します。	・ 「整備費及び維持管理運営費」の範囲については、新たに野球場として整備する「野球場本体・屋内練習場に加え、広場、ランニングコース、駐車場、場外通路等」の施設全体を想定しています。	6/17
20	4	7 記載事項（提案書 P4）	（登記簿情報）については、複数の筆がある場合、総合的に記載してください。とありますが、具体的にはどのような記載方法でしょうか。 すべての筆に対して地目、地積、所有者等の記載が必要なのか、もしくは「地目、地積、所有者 外〇筆」のような記載方法でよいのか等ご教示お願い致します。	・ 登記簿情報の記載方法につきましては、候補地の範囲が特定しやすいように、最も若い地番を用いるなどして「〇〇番（地目、地積、所有者等）外〇筆」のような記載で差し支えありません。  ・ なお、複数の筆がある場合は、各筆の要約書や登記簿情報を一覧化したもの等を適宜添付してください。	6/17